不動産事業者の皆様へ

マネーロンダリング対策は万全ですか？





リスク評価書の作成



疑わしい取引の届出



業界の信頼確保

マネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与への対策は、健全な経済活動を確保するために不可欠です。

1 「リスク評価書」の作成を徹底しましょう！



※作成要領、記載例などは本チラシ左下のQRコード又はURLからご覧ください。

目的

◎宅建業者におけるマネーロンダリング等のリスク意識の向上
◎「疑わしい取引の届出」件数の向上

いつまでに？

◎まだ作成されていない事業者様は
令和8年度中の作成完了
が必要です。※提出義務はありません

令和4年10月31日ガイドラインに基づき、既に作成が要請されていますが、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日決定）においても、令和8年度中の作成完了が求められております。

2 「疑わしい取引の届出」判断基準の明確化！

判断に迷ったら
届出を！！



チェックリストに一つでも該当 → 届出

該当するか不明確で判断に迷う → 届出

ご安心ください

◎「疑わしい取引」として届出を行った場合でも、契約自体が直ちに犯収法違反や無効となるものではありません。



社会の信頼に応えるために、ご協力をお願いします。

不動産事業者の皆さんにおかれましては本対策を徹底し、マネーロンダリング対策に万全を期していただきますよう、重ねてお願いいたします。





詳細資料はこちら
まずは確認！
QRコードを読み取ると
次の資料をご確認いただけます。

- **リスク評価書作成要領、記載例**
- **疑わしい取引の届出に関するチェックリストや参考事例、届出方法　など**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

○○協会